

長与北小学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止

1. 基本的考え方

(1) いじめとは

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) 基本理念

- いじめはどの児童にも起こりうる。
- どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。
- 児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- いじめが発生した際は、学校だけではなく関係機関と連携し、組織的に解決ならびに根絶に向けて、取り組む。

(3) 目指す児童像

- いじめない児童
- いじめを許さない児童
- 勇気ある児童

(4) 未然防止に向けて

① 未然防止の基本

- 児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができる学校にする。
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりをする。
- 児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出すようにする。

② 未然防止の取組と評価・改善

- 日常的に児童の行動の様子を把握
- 定期的なアンケート調査
- 児童の欠席日数などで検証
- どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(5) いじめ防止に関して、それぞれの立場で以下の役割を担う。

① 児童

- 「いじめを行ってはならない」ことを深く自覚し、いじめが行われていると思ったときには、解消に向けて取り組んだり、周囲の仲間、先生、大人等に知らせたりする。
- 自他を大切にし、みんなで協力して、いじめのない風土づくりに努める。

- ② 保護者
 - 保護者は、児童の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
 - 保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護するものとする。
 - 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（教育基本法第9条）を常に心にとめ、児童の指導に努める。
 - 日頃から児童が悩み等を相談しやすい雰囲気づくりに努める。
 - 自分の児童とともに、他の児童にも目を向け、いじめを発見したり、いじめの予兆を感じたりしたら、速やかに学校や関係機関に連絡・相談する。
 - 「家庭教育10か条」を推進する。
- ③ 学校
 - 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図り、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組む。
 - いじめを発見したり、いじめの兆候を感じたりしたら、速やかに学校や関係機関に相談する。
- ④ 家庭・地域
 - いじめを認知したら、当事者間で解決を図るだけでなく、事案によっては育友会や関係機関と協議することも必要である。
 - いじめを発見したり、いじめの兆候を感じたりしたら、速やかに学校や関係機関に相談する。

2. いじめの防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

① 校内研修や職員会議

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。

② 全校集会や学級活動

- 校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
- 発達段階に応じた掲示物を学年掲示板に掲載する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

① 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進

- 児童の社会性を育む。
- 幅広い社会体験・生活体験の機会を設ける。
- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力を養う。
- 自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力を養う。
- 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

① 背景

- 勉強やスポーツ競技、人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえる。

② 指導上の注意

- 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。
- 学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- 教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させる。
- 障害（発達障害を含む）や被災、新型コロナウイルス感染症等について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。
 - 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有 を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - 東日本大震災や熊本地震等により被災した児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
 - 上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - 新型コロナウイルス感染症については、感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別が行われないよう、児童に感染症について正しい理解の促進を図ったり、学校として必要な対応について周知したりする。また、当該児童や保護者に対する心のケアを適切に行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

- 全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるようにする。
- 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。
- 当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。
- 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- 社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組む。幅広く長く多様な眼差しで児童を見守る。

(5) 児童自らがいじめについて学び、取り組む。

- ① 児童自らがいじめの問題について学ぶ。
- ② いじめの問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ③ 児童会による「なかよし宣言」をする。年度の早い段階で宣言を行う。

Ⅱ 早期発見

1. 基本的考え方

(1) 形態

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われる。
- ② いじめは遊びやふざけあいを装って行われる。
- ③ いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。

(2) 認知

- ① ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。
- ③ 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。
- ④ 指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。
- ⑤ 例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。
- ⑥ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2. いじめの早期発見のための措置

(1) 学校

- ① 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施する。
- ② 児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ③ 保護者用の「いじめSOS10」などを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ④ 児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する
- ⑤ 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- ⑥ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ⑦ 教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ⑧ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配る。
- ⑨ 個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- ⑩ 集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。
- ⑪ 好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も考慮しておく。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）へ情報共有することは必要となる。

長与北小学校いじめ防止基本方針

(2) 児童

- ① いじめが行われていると思ったときには、解消に向けて取り組んだり、周囲の仲間、教師、大人等に知らせたりする。

(3) 保護者・地域住民

- ① 自分の児童とともに、他の児童にも目を向け、いじめを発見したり、いじめの予兆を感じたりしたら、速やかに学校や関係機関に連絡・相談する。

わが子の「いじめSOS信号10」（わが子を日々見つめ、確認願います。）

- ① 元気がなくなったり、口数が少なくなったり、食欲がなくなったりしてきた。
- ② 「学校へ行きたくない」といったことをポツンと言うようになってきた。
- ③ 登校時刻になると具合が悪くなったり、不調を訴えたりするようになってきた。
- ④ 学校から帰宅したときの表情が沈んでいたり、明るさがなくなったりしてきた。
- ⑤ 部屋に閉じこもったり、家族と話をしなくなったりしてきた。
- ⑥ 学校での出来事や友人の話をしなくなってきた。
- ⑦ 服装が乱れたり、汚れたり、けがをして帰宅したりすることがある。
- ⑧ 持ち物をなくなったり、傷つけられたりすることがある。
- ⑨ 家から金品を持ち出すようになった。
- ⑩ わが子を呼び出す電話が頻繁にかかってくる、大人が出ると切れたりする。

連絡・相談窓口一覧

<input type="checkbox"/> 長与子どもホットライン（長与町学校教育課）	095-883-5161
<input type="checkbox"/> 親子ホットライン（長崎県教育センター）	0120-0-78310
<input type="checkbox"/> いじめ相談ホットライン（長崎県教育委員会）	0570-078310
<input type="checkbox"/> ヤングテレホン（長崎県警少年サポートセンター）	0120-78-6714
<input type="checkbox"/> チャイルドライン（NPO法人）：児童生徒専用	0120-99-7777
<input type="checkbox"/> 長与北小学校の相談窓口（窓口：教頭）	095-883-2522
<input type="checkbox"/> 親と子の心の相談室（相談員直通）	

Ⅲ いじめに対する措置

1. 基本的な考え方

- (1) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- (2) 被害児童を守り通す。
- (3) 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (4) 社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (5) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (3) ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。
- (4) いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (5) 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。
- (6) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (7) 事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。
- (8) 学校や学校の設置者が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく時津警察署と相談して対処する。
- (9) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに時津警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
- (2) いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- (3) 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- (4) 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- (5) いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- (6) あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
- (2) いじめがあったことを確認した。
- (3) 学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (4) 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- (5) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (6) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (7) 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- (8) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- (9) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。
- (10) いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- (2) たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- (3) はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (4) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- (5) いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。
- (6) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

6. いじめの解消とは

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為の解消

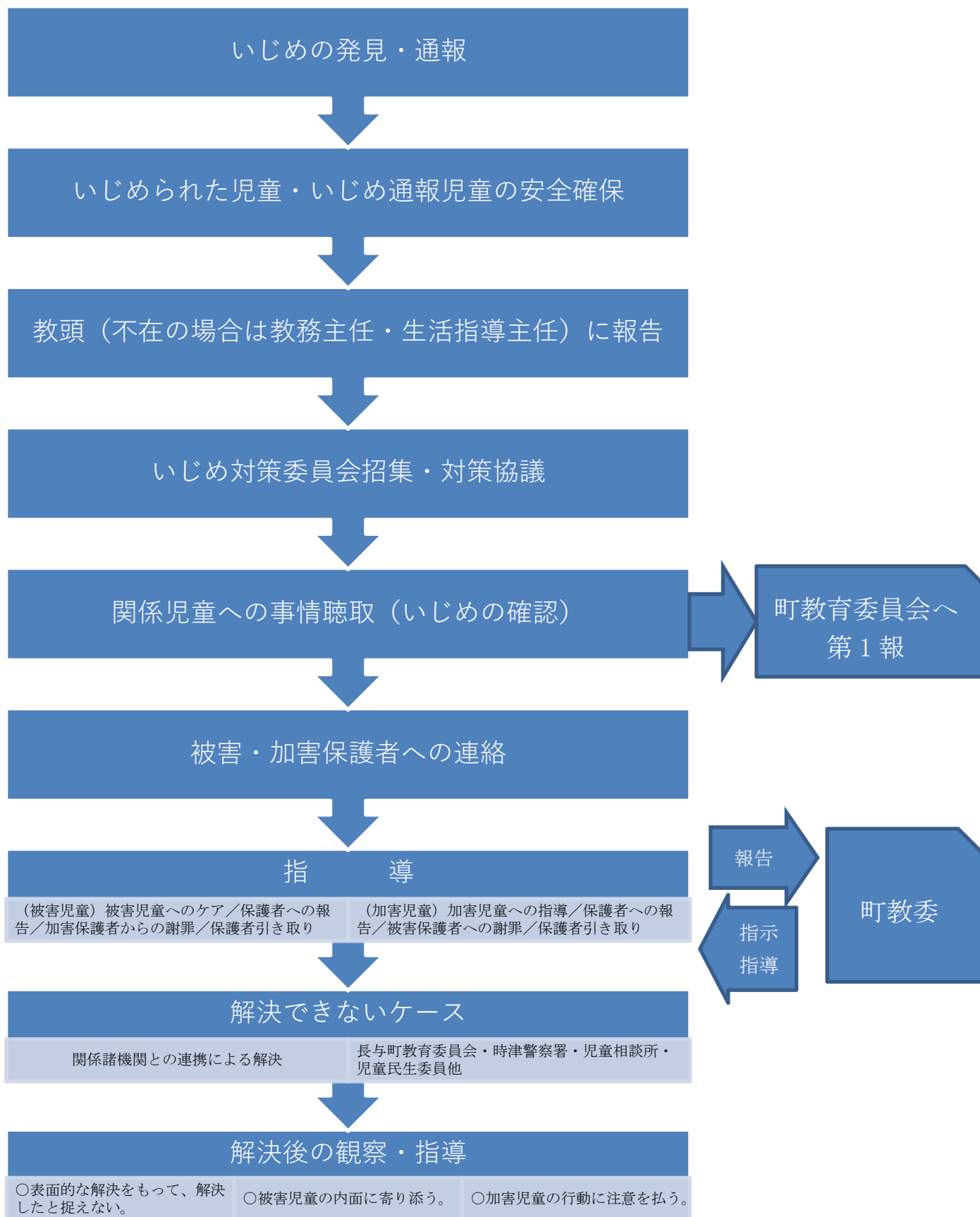
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。さらに、必要に応じ、被害児童の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

8. いじめに対する措置（フローチャート）



9. 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに町教育委員会に連絡する。
- (2) 町教育委員会は町長及び県教育委員会に一次報告を行うとともに、学校に必要な指導や支援を行う。
- (3) 学校の「いじめ対策委員会」で調査を行い、町教育委員会に報告する。
(以降は町の対応)
 - ※ 必要により、町教育委員の下に設置した「いじめ等学校問題サポートチーム」が調査を行う。
 - ※ 町長は報告を受け、必要であると判断した場合は再調査を行う。
 - ※ 町長は、調査結果を議会に報告する。
 - ※ 町長及び町教育委員会は、再発防止のための措置を講ずる。

IV その他の留意事項

1. 組織的な指導体制

- (1) いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- (2) いじめ対策委員会を設置する。
 - ① 組織
校長・教頭・教務主任・生活指導主任・該当各学年主任・該当児童学級担任・養護教諭・その他必要とする教員・関係者で組織する。
 - ② 役割
 - いじめ防止に関する役割を担う。
 - 発生したいじめに対応する役割を担う。
 - ③ 取組
 - 週一度いじめに関する情報交換を行う。
 - いじめ防止について対策を協議・決定する。
 - いじめ発生・発覚後速やかに委員会を開催する。
 - いじめを解消するための協議・対応を行う。
- (3) いじめ対策拡大委員会
 - ① 拡大委員会を設置する。
校長・教頭・教務主任・生活指導主任・各学年主任・該当児童学級担任・養護教諭・(スクールカウンセラー)・学校運営協議会委員、その他必要とする教員・関係者で組織する。
 - ② 役割
 - いじめ対策委員会に同じ。
 - ③ 取組
 - 学期一度いじめに関する情報交換を行う。
 - その他、いじめ対策委員会に同じ。
- (4) 一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- (5) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (6) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

- (7) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図る。

2. 年間計画 ※いじめ対策委員会（定例会：教職員、拡大委員会：外部委員を含む）

月	内 容	月	内 容
4	○ 定例会 ・年間計画の作成と取組確認 ○ 保護者・地域住民への啓発 ・育友会での説明やHP、学校便りの公開	9	○ 定例会 2学期の取組確認 ○ 第2回拡大委員会 ・1学期の取組の振り返りと2学期の取組確認
		10	○ 定例会 9月の振り返りと取組確認
5	○ 定例会 ・4月の振り返りと取組確認 ○ 第1回拡大委員会 (学校運営協議会) 年度の方針・取組確認	11	○ 定例会 10月の振り返りと取組確認
		12	○ 定例会 11月の振り返りと取組確認
		1	○ 定例会 12月の振り返りと取組確認
6	○ 定例会 5月の振り返りと取組確認 ○ 長与の子の心を見つめる教育週間	1	○ 定例会 12月の振り返りと取組確認
7	○ 定例会 6・7月の振り返りと取組確認	2	○ 定例会 1年の振り返りと次年度の取組確認
8	○ 定例会 7月の振り返りと2学期の取組確認		○ 第3回拡大委員会 (学校運営協議会) 本年度取組の振り返りと次年度の取組確認
			3

3. 校内研修の充実

- (1) 全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする児童指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- (2) 教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施を行う。

4. 校務の効率化

- (1) 教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

5. 学校評価と教員評価

- (1) 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。
いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- (2) 教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。
いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

6. 地域や家庭との連携について

- (1) 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- (2) 学校運営協議会において、学校、育友会、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。